

岸和田市岸城町7番1号

株式会社魅力創造

代表取締役 補助 金太郎 様

岸和田市長 佐野 英利

印

## 「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付決定通知書

令和8年4月15日付けで申請がありました「がんばる岸和田」企業経営支援補助金について、交付することと決定したので、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

## 1 交付対象事業区分

販路拡大

## 2 交付決定額

金162,000 円

## 3 交付の条件

- 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- 補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年2月28日のうちいずれか早い日までに、必要書類を添え、市長に実績報告をしなければならない。ただし、展示会等が令和9年2月1日～3月末日にある場合は、「令和9年2月27日」を「令和9年3月31日」と読み替えるものとする。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、当該担当職員に補助対象事業の状況に関し、現地調査または関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。
- 当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。また、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。
- 当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 当該補助事業により取得した別表の財産は、取得した日から、別表の耐用年数を経過する前に、市長の承認を受けず、処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること）してはならない。

## &lt;別表&gt;

財産の名称等	耐用年数
応接セット、陳列だな、陳列ケース	8年
マネキン人形及び模型	2年
特許権	8年
実用新案権	5年
意匠権	7年
商標権	10年
その他の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に準ずる。

以上